

### 第3章 薬師寺東塔檨銘と本尊の『薬師経』

#### 第1節 薬師寺の移建非移建論争

今日まで、諸先学による薬師寺の移建、非移建問題の探求は、現在においてもなお非常に複雑化したままである。この薬師寺論争<sup>1</sup>の発端は、(表1)からも理解される通り、平城遷都による飛鳥木殿の寺地が、現在の奈良西の京の地へ移転したことに始まっている。

---

1 この論争における各氏の論文の主なものは以下の通りである。特にこの略表作成にあたっては、(5)－②,(7)－②④,(10),付載のそれぞれの略表を参照した。

- (1) 関野貞「薬師寺東塔考」(『国華』155,158,1903)。
- (2) 喜田貞吉 ①「薬師寺東塔建築年代考」(『歴史地理』7-5,1905),②「薬師寺東塔の檨の銘に就きて」(『史学雑誌』16-9,1905),③「薬師寺東塔は古建築物年代鑑定の一好標準」(『歴史地理』7-10,1905.),④「薬師寺東塔檨銘につきて平子君に答へて該塔が天平の新築たるを明にす」(『歴史地理』7-12,1905),⑤「足立康君の薬師寺に関する新研究を読む」(『考古学雑誌』21-2,1931),⑥「再び足立康君の薬師寺に関する新研究に就いて」(『考古学雑誌』21-4,1931)
- (3) 平子鐸嶺 ①「薬師寺東塔の檨の銘について」(『史学雑誌』16-8,1905.),②「再び薬師寺東塔の檨の銘について」(『史学雑誌』16-11,1905),③「薬師寺東塔檨銘楯銘臆説」(『学燈』11-9,1907),以上の三篇は同氏著『仏教芸術の研究』(金港堂,1914)にも収録されている。
- (4) 足立康 ①「薬師寺東塔檨銘の一解釈」(『考古学雑誌』21-1,1931),②「再び薬師寺東塔檨銘に就いて」(『考古学雑誌』21-3,1931),③「薬師寺塔婆雑致」(『考古学雑誌』21-5,1931),④「薬師寺東塔建立年代考」七,檨銘に就いて(『国華』487,1931),⑤「薬師寺東塔非移建論」(『東洋美術』特輯日本美術史三,1932)。
- (5) 藪田嘉一郎 ①「薬師寺東塔檨銘新考」(『史迹と美術』143-146,1942),②「薬師寺東塔檨銘」(『日本上代金石叢考』所収,河原書店,1949),③「問題のある上代金石文」(岩波講座『日本歴史』月報3,所収,1962)。
- (6) 会津八一 ①「薬師寺三重塔」(『国華百粹』2,1947),②「薬師寺東塔の銘文を読む」(『天平』3,1948),この二篇とも『会津八一全集』第2巻(中央公論社,1969)に再録されている。
- (7) 田村吉永 ①「薬師寺堂塔本尊造立新考」(『仏教芸術』15,毎日新聞社,1952),②「薬師寺東塔新考」(『考古学雑誌』38,1952),③「薬師寺に関する二、三の考察」(『大和文化研究』81,1965),④「薬師寺総説」(近畿日本叢書『薬師寺』所収,近畿日本鉄道株式会社,1965)。
- (8) 町田甲一 ①「薬師寺東塔檨銘について」(『国華』725,1952)②『薬師寺』(実業之日本社,1960,p.8-21,p.48-56),③「田村吉永氏の『薬師寺に関する二、三の考察』にこたえる」(『大和文化研究』89,1965.),④「薬師寺論争の経緯」(『大和文化研究』114,1967)。
- (9) 今城甚造「檨銘」(『奈良六大寺大観』6,薬師寺,全,岩波書店,1970,解説,p.26-30)。
- (10) 宮上茂隆「薬師寺東塔檨銘考」(『建築史研究』38,1973)。

表1 薬師寺移建非移建論争略表

学説	関野	喜田	平子	足立	藪田	会津	田村	町田	今城	宮上
太上天皇	持統	元正	持統	持統	持統	持統	持統	元明	持統	持統
後帝	持統	持統文武元明	持統	文武	持統	持統	持統	持統	持統	持統
起草時期	文武朝	聖武朝	文武朝	文武朝	聖武朝	文武朝	大宝年	元正朝末～聖武朝初	大宝年以後	文武2年
撰文者	舎人親王	聖武朝	文武	文武臣下	薬師寺僧		文武	同上期の人	本薬師寺	舎人親王
刻銘方法	本寺塔銘の移動	追刻	塔上で刻み移動	本寺塔銘の転写追刻	擬古的に鐫刻	本寺塔銘の模刻	本尊光背銘の転刻	ある誓願文一部脱落抄出転写	模刻	塔上で模刻追刻
東塔移建	移建	非移建	移建	非移建	非移建	非移建	移建	非移建	非移建	一基移建(本寺東塔を西塔に移建)
建築時期	塔白鳳建築	塔天平2年	塔文武期	塔天平2年	塔天平2年	塔天平2年	塔大宝年間	塔天平2年	塔天平2年	
本尊移座		移座	移座	非移座	非移座		移座	非移座	非移座	
主要論文	注1-(1)	注1-(2)	注1-(3)	注1-(4)	注1-(5)	注1-(6)	注1-(7)	注1-(8)	注1-(9)	注1-(10)
発表年	1903	1905	1905	1931	1942	1948	1952	1958	1970	1973

現在の本尊ならびに東塔がそのまま移転してきたという、いわゆる本尊の移座と、東塔の移建をあわせた移座移建説か、あるいは現在の本尊と東塔は、伽藍の新たな建立に伴い新築され、そして新建されたものか、すなわち非移座非移建かが大きな対立軸であった。本節でとりあげる、東塔の九輪に現在も掲げられて現存する檨銘も、移建前から存在していたか、あるいは新建時において刻まれたかという移建論争をふまえて論じられていた。

問題は、東塔が移建、非移建のいずれであったとしても、檨銘自体における刻銘方法をめぐって、はたしてこれが本物か否か、という問題に発展した点である。すなわち、銘文(図

3 - 31)<sup>2</sup>における配列の歪み、古文献の引用の誤写、また文字そのものの誤り等、檨銘にはいくつか疑われる点が存在する。その解釈に、例えば、工人が塔竣工後に塔上に登って刻んだからだと理由づけたのは、移建派の平子鐸嶺も、非移建派の足立康も同一であった。また追刻、転写、模刻という解釈も、それぞれ微妙なニュアンスの違いはあるけれども、いずれも皆解答に苦慮したためとみることができる。したがって、これらに正解を与えることはじつは現在も難題であり、当然、檨銘そのものの真偽を問うこととなった。ここではまず、銘文の誤字の問題から考えてみようと思う<sup>3</sup>。

## 第2節 檨銘における誤字

檨銘(図3-31)が『広弘明集』巻28所載の、唐代長安における西明寺の鍾銘<sup>4</sup>に類似していることを指摘したのは平子鐸嶺であった<sup>5</sup>。銘文第一字目の維、末尾の慶溢(千)齡のほか、使用されている文字を拾うと、発、(秘)寶、(晉)曠、龍(虞)、騰(規)、(群)生、業、功、(塵)劫、式(旌)高躅、敢勒貞金、銘曰、(香)城、傳、仰延、億劫の合計18カ所余りで引用し、転用していると指摘している。

そして、式旌高躅について、旌は於に誤って書き写されたのであろうと推定した。当然多くの引用をしているわけであるから、例えば群生を郡生に記したことなど、この引用の際の誤りということもないとはいえない。しかし、この二点のほか、西明寺の鍾銘では、もともと慶溢萬齡の萬を千に、また其銘曰では其の字はなく、そして曠劫は塵劫に、法城は香城に書き換えている。であれば、これらは引用の際に銘文の撰者が、はじめから変更する意図をもっていったという藪田嘉一郎の見解の方が支持できるのではないかと思われる<sup>6</sup>。

また銘文の巍巍蕩蕩の語句が西明寺鍾銘のものでなく、鍾銘を載せた『広弘明集』の別の文章の中に数回みえるという会津八一の指摘を承け、銘文は『広弘明集』の別の文にある語句を借用したのではないかという誤字肯定論に立つ町田甲一の指摘がある<sup>7</sup>。

<sup>2</sup> 菓師寺東塔檨銘、後掲注18、の(三)、p.15より複写、文字面33×33 糶。

<sup>3</sup> 檨銘の全文は下節に記す。

<sup>4</sup> 「西明寺鍾銘」唐・道宣撰『広弘明集』28、所載(『大正蔵』52,1927,p.330a)、全文は以下の通り。「維大唐麟德二年、歳纏星紀月次降婁、二月癸酉朔八月庚辰、皇太子奉為、二聖、於西明寺造銅鍾一口、可一万斤、発漢水之寄珍、採蜀山之秘宝、虞極練火晋曠飛鑪、帶竜虞而騰規、応鯨桴而写製、声流九地、避宣厚載之恩、韶徹三天、遠播曾旻之德、寤群生於覚路、警庶類於迷塗、業擅香垣功齐塵劫、式旌高躅、敢勒貞金銘曰、青祇薦祉黄離降精、渦川毓德、瑤嶺飛英、吹銅表性、問寝登情、興言浄業、載啓香城、七珍交鑄九乳凶形、翔竜若動、偃獸疑驚、製陵周室、規踰漢庭、風飄旦響、霜傳夜鳴、仰延皇祚、俯導蒼生、声騰億劫、塵溢千齡」。

<sup>5</sup> 上掲注1、(3)平子論文③、p.210-214。

<sup>6</sup> 上掲注1、(5)藪田論文①p.356-365。

<sup>7</sup> 上掲注1、(6)会津論文②、全集2、p.168。(8)町田論文②p.54。

すなわち銘文撰者は、鍾銘だけに忠実であったのではなく、他の文からの引用も恣意的に行なっていたという証拠としてこれを取り上げ、銘文の語句は鍾銘の引用を誤ったものではなく、意識的に変更し転用したものだとする考え方である。よって、もし意識的な転用であるとすれば、上記の郡生も式於高躅も、はじめから意図的な変更があったということになる。

そこで、問題の郡についてみてみよう。誤字ではないと主張した藪田嘉一郎<sup>8</sup>、会津八一<sup>9</sup>二人の説がすでにある。藪田は中国漢代の字書『釈名』における「郡ハ群也」等をあげ、群郡両字が古来通用されていたとし、わが国でも観智院本『類聚三代格』の天平13年2月14日金光明寺建立の詔に、他本と異なる「廣洽郡生通該庶品」とある郡字使用を指摘し、誤記をことさらに強調する必要はないとした。

別の意味で可能性を探るとすれば、それは舎人親王により養老4(720)年に撰上された『日本書紀』の文章である。すなわち、ここでは評がすべて郡の字に統一されていることである<sup>10</sup>。最近の藤原宮および平城宮址の発掘によって、前者で郡9、評38の郡評両字の併用が認められ、後者ではすべて郡字に統一されているという木簡の検出結果が出て、これがその裏づけとなっている<sup>11</sup>。つまり『日本書紀』撰上前後では、背景に国家による郡字への統一がなされていたことが明らかになったことである。したがって撰文者は、当時の統一された郡字使用の流れに沿って、直接郡評の関係ではないが郡群両字共通という地平で、道済群生を道済郡生に通用したのではないかということが考えられる。これは『日本書紀』が舎人親王等撰であることと『薬師寺志』の寺伝に檫銘を「舎人親王撰並書」とあると記す点に結びつくことになる<sup>12</sup>。

では、式旌高躅（もってこうたくをあらわす、高躅は高尚な行跡）の場合どうか。この式、旌に関しては藪田、会津二人の説が分かれるところで、前者は式を「すなわち」とよみ、於を旌そのものの略字であると主張し、後者は、式を「うやうやしく」とよみ、於は旌を書き誤ったものとして平子鐸嶺の初説を継承した<sup>13</sup>。

これは、私考では躅（ちよく）の字に「とまる」という意味のあるところから、「式（も）って高躅（こうちよく）に於いて」という読み方ができるのではないかと思う。その理由は、この檫銘がわが国ですでに漢文文体における和様化の時代に入って日本語として用いていたという見地に立つからである<sup>14</sup>。

---

<sup>8</sup> 上掲注1,(5)藪田論文①,p.358 および②p.38-39。後漢・劉熙『釈名』（『四庫全書』經部小学類,文淵閣版,台湾商務印書館,No.221,1986, p.392）。

<sup>9</sup> 上掲注1,(6)会津論文②,全集2,p.153-154。

<sup>10</sup> 磯貝正義「郡評問題私考」（『続日本古代史論集』吉川弘文館,1972, p.437-478）。

<sup>11</sup> 狩野久「木簡」（『古代の日本』9,研究資料,角川書店,1972, p.353-373）。

<sup>12</sup> 上掲注1,(1)関野論文 p.214,(10)宮上論文 p.37。

<sup>13</sup> 上掲注1,(5)藪田論文②p.39。(6)会津論文②,全集2,p.141-148。

<sup>14</sup> この時代和風化が考えられるという指摘は,安藤更生「船王後墓誌(668年)」解説（『書道全集』9

例えば、漢文の対句として読まれるべきであるという、式旌高躡、敢勒貞金の文において、族を於に読み換えて、式於高躡、敢勒貞金とした場合、旌（あらわ）す、勒（ろく）す、の二つの動詞のバランスがくずれて、対句的要素がなくなるところに問題が生じる。が、はたしてこの対句という立場を外れてはならないものかどうか。この銘文中に、

爰饒靈宇、莊巖調御

と記される爰饒（ここにかざる）と莊巖（しょうごんす）が、すでに対句的バランスを欠いているという点を考慮すべきであろう。すなわち、漢文の和様化がすでにここに見えると主張したいと思う。

また逆に、この於の使用例が漢文の文章の中にも用いられているかについては、例えば羅什訳の『法華経』の偈頌の中には<sup>15</sup>、

而於是法、永無願樂 （しかも是の法において、永く願業なかりき、「信解品」第4）

今於父所、大獲珍宝 （今父の所において、大いに珍宝を獲たり、同上）

若於夢中、但見妙事 （もし夢の中においても、ただ妙なる事を見ん、「安樂行品」第14）などとあるのを見出すことができる。それぞれ上の句第二字目の於に対して、下の句の同位置にある無と獲と見とは、対句的に必ずしも語法を同じくしていない。つまり、旌が於であっても漢文としては不自然でないという意味である。

つぎに、式については、すでに会津八一が例証としてあげた『日本書紀』の、

以示於後 式觀乎昔 （以って後に示して、式って昔を觀しめん、安閑元年10月）

始約和親、式為兄弟 （始めて和親を約びて、式って兄弟と為る、欽明2年7月）

が、「もって」と読んでいることは、国内の使用例として重要である。このほか、正倉院の神護景雲2（768）年、『称徳天皇願経』の十諦律において、

敢対不居之歲月、式垂罔極之頌翰

（敢えて居せざる歲月に対して、式って極なき頌翰を垂れん）

という用例があることもすでに指摘されている<sup>16</sup>。むしろここでは銘文と逆次であるが、敢と式とが同時に使用されている点が注目される。ともかく、わが国でこの「式って」という用法は、当時よく使用されていたということが考えられる。

また、以上の考定のほか町田甲一が誤字とした、大上天皇の大（太）と、業傳曠切の傳（傳）については、誤りというよりもむしろ異体字か省略形かのいずれかに属するものと考えられる<sup>17</sup>。

この銘文に見出される異体字で、他の金石資料等に同字として見出されるのは別表（表2）

---

平凡社,1965,p.146)にある。

<sup>15</sup> 後秦・鳩摩羅什訳『妙法蓮華経』（『大正蔵』9,1925,p.18.下段,同中段およびp.39）

<sup>16</sup> 以上2例とも上掲注1,(6)会津論文②,全集2,p.146-147による。

<sup>17</sup> 上掲注1,(8)町田論文②,p.53-54。

に掲げた通りである<sup>18</sup>。この表によって、大上天皇に関してのみ、直接例証は得られないけれども、そのほかは中国の金石の例（〔 〕印）を加えれば、すべて当時までにすでに使用されていた字体であることがわかる。

表 2. 異体文字出典表

皇	官	大	大	大	大	大	大	大	大
皇	官	大	大	大	大	大	大	大	大

したがって、太が大と記される大上天皇に関しても、右大臣、左大臣を右太臣、左太臣と記す『多胡碑』の例から推して両字を通用していたと考えられるので、誤字であるという断定は避けるべきであろう。

以上、誤字および誤写というこの銘の真偽問題は、唐西明寺鐘銘の文章の誤写、あるいは刻銘時点での転写模刻による誤字という主張など、藪田説以外ほとんどこの立場であるが、いずれもひとまず取り下げておく方がよいということになる<sup>19</sup>。

### 第3節 銘文配列の歪み

つぎに、この銘文の配列の歪みについて考えてみたい。これも平子鐸嶺により美術史の審美的立場から指摘された問題で、現在まで種々の主張を生じている。たしかにこの銘文全体がタテ、ヨコの配列に関して歪みを生じていることは図版でみても明らかである。論争の初期、平子はこれを栗原寺鑪盤銘（図 3-32）と比較し、栗原寺鑪盤銘より一層歪みを生じてい

<sup>18</sup> この表 2 の作成にあたり使用した文献は以下の通りである。(一)『書跡名品叢刊』(二玄社,1958-1981), (二)『書道全集』9,日本 1,大和,奈良(平凡社,1969), (三)大谷大学編『日本金石図録』(二玄社,1972), 上掲注 1,(3)平子論文②,p.25-26, ③,p.209-210。

<sup>19</sup> 今城甚造「東塔」(『薬師寺』奈良六大寺大観 6,岩波書店,1970,p.28), 上掲注 1,(10)宮上論文, p.38-39。

ると主張している。整然とした当時の経典類からみれば、天地ほどの開きのあることは明らかで、その結果、この銘は塔峻工後、工人が塔に登り、刻みつけたものと解されるようになった<sup>20</sup>。しかし、これを否定した藪田の「擬古的にするため殊更に乱して書いた」<sup>21</sup>とする考え方をとるのでなく、以下の点を指摘したいと思う。

その一つは、この塔銘が果たして必ず整然としたものでなければならないものかという点である。例えば正倉院の『東大寺献物帳』<sup>22</sup>（図 3 - 33）の如き、我が国における公式古文書と比較してみると、たとえそれが公式の文書であっても横の字配りに関しては、ほとんど無頓着とっていい程だということである。つまり必ずしも碁盤の升目にはめ込む如くには書かれていないということ。あるいは用途によって異なるのであれば、一般的に日本古代における造像銘や墓誌銘などの金石資料においては、すべて升目通りのもの（例えば法隆寺釈迦三尊造像銘や那須国造碑など）もあり、そうでないもの（例えば東博甲寅年銘や伊福吉部徳足比賣墓誌など）もあるので、塔銘に関しても同様に、前者的な栗原寺鑪盤銘（図前出 2-124）、そして後者的薬師寺擦銘ということもありうるはずである。あるいはまた経典書写でいえば、経文は出来上がった表面の姿で、その経典の奥書に相当するのが銘文といてもいいのではないか。とすれば、図版に掲げた根津美術館所蔵の和銅 5 年（712）長屋王願経（大般若経）の奥書（図 3 - 34）は、この想定参考になるものと思われる。

また律令の規定による書式の平出あるいは闕字は、この奥書であっても一応ふまえていて、1 行目藤原宮御寓と天皇の間が闕字で 4 行目天皇を平出させている<sup>23</sup>。栗原寺鑪盤銘でも後方の皇太子が平出されている（図前出 3 - 32）。擦銘においても 2 行目の天皇と 3 行目の中宮が平出の規定に合うので、多少の歪みがあるにしても当時の書式をふまえたものといっていいと思う。

太上天皇については、擦銘では平出も闕字もなく令の規定の平出に従っていないが、この点は上記和銅 8 年（715）の栗原寺鑪盤銘（図前出 3 - 32）が参考になる。すなわち、鑪盤銘は、天武天皇の時、草壁皇太子のために中臣朝臣大島が建立を発願したが、途中亡くなったため額田姫朝臣が遺志を継いで完成したとあり、天皇、東宮に闕字はなく、闕字とすべき皇太子を平出している。上記長屋王願経では、長屋殿下の殿下を闕字にするよう定めているがそうになっていない。

興味深いことに、太上天皇や額田姫、長屋王はいずれも伽藍や経典完成の当事者であるが、文章上で特別扱いされていないということである。むしろ追善の対象者や発願者に対して平

<sup>20</sup> 東塔に登って追刻したとするのは足立説-上掲注 1,(4),④p.182, 宮上説-同上掲注 1,(10), p.38-41 である。

<sup>21</sup> 上掲注 1, (5)藪田論文①(上)p.366-369, 同①(下ノ下)p.7-10。

<sup>22</sup> 東大寺献物帳,天平宝字 2 年,上掲注 18 の(二)p.48 より複写,27.4×87 糎。

<sup>23</sup> 清原夏野等『令義解』公式令（『国史大系』22,吉川弘文館,1966,p.250-252）, 三戸部正男『日本史上の天皇』福村出版,1967,p.61-62 参照。

出や闕字をすることが見てとれる。したがって、これらは天平宝字元年（757）施行の養老令規定以前における記載上の差異として理解できるのではないかと思われる。

そしてもう一点は、この銘が檫管という九輪を支える円筒形の檫柱の表面に刻まれていることである。ごく普通に考えて、用意された檫柱のやや末広の管状の曲面に鑿を当てたとすれば、横列最上段の配列に多少の歪みが生じていることも、全体の字配りがやや末広がりであることも理解できる範囲であろう。

したがって、配列の歪みに関して、模刻、転刻、追刻という考え方をあえて取る必要はなく、追刻とした場合、その想定の根拠に塔上で作業したという無理な想定をしなくても、もともと古来の書式を逸脱するものではなかったという見地が開けているとっていいのではないか。

以上、薬師寺東塔の現存檫銘が、移建、非移建の論争にからんで、その信憑性まで疑われたことに関して、一応移建論争と切り離して檫銘そのものを考えてみた。その結果、

引用は意図があり、誤写と決められないこと。

誤写は異体字もしくは略字であること。

配列は古来の書式を逸脱していないこと。

等が明らかとなり、檫銘の信憑性まで疑う必要はないということとなった。

#### 第4節 檫銘の太上天皇

つぎに、薬師寺東塔檫銘における論争点の一つである檫銘中の太上天皇について、これを元明帝とする説について検証してみたいと思う。まず銘文を掲げよう（図前出 3 - 31）。

維清原宮馭宇

天皇即位八年庚辰之歳建子之月以

中宮不念創此伽藍而鋪金未遂龍駕

騰仙大上天皇奉遵前緒遂成斯業

照先皇之弘誓光後帝之玄功道濟郡

生業傳曠劫式於高躅敢勒貞金

其銘曰

巍巍蕩蕩藥師如来大發誓願廣

運慈哀猗與聖王仰延冥助爰

飭靈宇莊嚴調御亭亭寶刹

寂寂法城福崇億劫慶溢萬

齡

下節に述べる考察をふまえた書き下しは以下の通りである。

維（こ）れ、清原宮に馭宇（あめのしたしろしめす）

天皇の即位八年、庚辰の歳、子を建つるの月、

中宮不念を以って、此の伽藍を創む。



而して鋪金未だ遂げざるに龍駕騰仙す。  
大上天皇、前緒に遵い奉り、遂に斯の業を成したまう。  
先皇の弘誓を照らし、後帝の玄功を光かす。  
道は郡生を濟い、業は曠劫に傳わらん。  
式（も）って高躅に於て、敢て貞金に勒す。  
其の銘に曰く、  
巍巍たり、蕩蕩たり、薬師如来。  
大いに誓願を發し、廣く慈哀を運らしたまう。  
猗與（ああ）聖王、仰いで冥助を延ばさん。  
爰に靈宇を飭り、調御を莊嚴す。  
亭亭たる寶刹、寂寂たる法城。  
福は億劫に崇く、慶は萬齡に溢れん。

この銘文は塔上に水煙と九輪をつける檣柱の下部に刻み込まれており、問題の「太上天皇」は第四行に「大上天皇」として見出されている。

この時期における太上天皇には持統、元明、元正、聖武の四帝がいるが、これを元明太上天皇であろうと主張したのは改稿した藪田嘉一郎<sup>24</sup>と、町田甲一<sup>25</sup>の二人である。卑見では町田説の太上帝＝元明帝の所説の論拠は、藪田説の論拠をそのまま踏襲し敷衍したと考えられるので、主な論拠は藪田説に代表されているとみることができる。

その論拠を要約すると、長和4年（1015）に作られたとされる『薬師寺縁起』<sup>26</sup>の中に、

① 太上天皇養老二年移伽藍於平城京（太上天皇養老二年伽藍を平城京に移す）

とある文の太上天皇が、この養老二年の時点での太上天皇であること、すなわち元明帝であることによる。そしてこの縁起の後段で、第一本願を天武帝、第二本願を持統帝そして第三本願を、

② 元明天皇第三代本願也（元明天皇は第三代の本願なり）

と記していること。すなわち、この元明帝第三代本願の理由は、平城遷都にともなって薬師寺の移転も発願したからということである。

この第一から第三本願までの序列は、『扶桑略記』天武天皇9年11月の条に引かれた古縁起の文においても、

③ 皇后病、造薬師寺、鋪金未遂、龍駕騰仙、始鑄仏於飛鳥浄原之朝、畢造寺於飛鳥藤原之宮、土木之功熟於三帝天武持統元明日月之營、送於五代又加文武飯高……

皇后病し、薬師寺を造る。鋪金未だ遂げず、龍駕騰仙す。始め仏を飛鳥浄原之朝に鑄す。畢（つい）に飛鳥藤原之宮に造寺す。土木の功は天武・持統・元明の三帝に熟し、日月の

<sup>24</sup> 上掲注1, (5)藪田論文②, p.56-67。

<sup>25</sup> 上掲注1, (8)町田論文①, p.270。

<sup>26</sup> 『薬師寺縁起』（『大日本仏教全書』118, 寺誌叢書2, 1913, p.236）。

宮は五代に送る。又（その上に）文武・飯高を加う……<sup>27</sup>

とあって、この土木の功が天武・持統・元明の三帝において熟した、と述べていることと一致するので元明帝説が裏付けられるとしている。

では、この三つの記事が真に信頼に値する記事であるかどうかを検討してみよう。

①、② 記事は、長和 4 (1015) 年の『薬師寺縁起』、③ 嘉正元年 (1169) の『扶桑略記』所引の古縁起である。つまり、これら三つの文献に共通する点は、いずれも縁起から出発しているということである。この縁起において注意すべき点は、伝承性が強いということと、寺院側の立場で書かれる場合があるということと、中に不正確な叙述の含まれることを注意しなければならないということ。とくにこの文献では縁起の中に、いずれも檿銘の文章が織り込まれていることが問題である。前者においては檿銘の全文が載せられており、後者においては引用した文章の中に「鋪金未遂、竜駕騰仙」とあり、銘文の文章をそのまま用いている。

つまり、当然のことであるが、縁起の記事は、檿銘の刻された時点以降に作られた文章であることである。すなわち縁起は、現在のわれわれが銘文を読んで太上天皇が誰にあたるかと思案するのと同じく、銘文と縁起との間およそ三百年の間で、太上天皇の該当者を定めたということである。これはまた、100 年後の天長 7 年 (730) 『太政官符』(薬師寺の最勝王経講会) に持統帝が后主として寺院の完成に尽力したと記しているので、太上天皇を持統としてよいとする宮上論も同じ問題を含んでいる。つまり、100 年後の解釈や縁起で銘文本文の関係者を決めてしまうことがはたして良いかがいま問われているというわけである。

つぎに、太上天皇を元明、元正でなく持統帝にあてることの可否について整理しておきたいと思う。太上天皇を持統帝にあてる説は、関野、平子、足立、藪田（初説）、会津、田村、今城、宮上、町田（後説）の 9 人に及び、多数派をなしている。しかし興味深いことに、これらの説は銘文が当初本薬師寺の塔などに刻入されていたという仮定を共通の出発点とすることである。すなわち、現在の東塔檿銘文の示すところの太上天皇は、再建時点では元正帝であるが、当初本薬師寺に刻入されていた銘文とすれば、その太上天皇は持統帝で、現在の銘文をその転写（模刻、追刻も含む）と考えることによって、太上天皇は持統帝以外にありえないという論理になっている。

もし、本薬師寺の銘文が実際に物証として存在していればこの想定も信じられるが、現在までそれはない。したがって、縁起に記載された文脈から、本薬師寺にあったであろうところのという仮定を前提とする論理は、実を結ばない危険性を孕むものである。

またこの持統説を支えるのは、平子鐸嶺の指摘に始まる天長 7 年 (830) の、この年以降薬師寺で最勝会を修することを命じた「太政官符」の解釈にある<sup>28</sup>。この中で、「件寺～而創

<sup>27</sup> 皇円『扶桑略記』（『新訂増補国史大系』12, 吉川弘文館, 1965, p.89）。

<sup>28</sup> 上掲注 1, (3) 平子論文②, p.16), 『類聚三代格』2, 太政官符, (『国史大系』25, 吉川弘文館, 1983, p.49)。

基未竟、宮車晏駕、后主含悲帰仏、終成宝刹、…」とあって、これが檿銘にもとづいていること、そして后主が持統皇后であること、かつ檿銘の「太上天皇奉前緒遂成斯業」と同意であることから、太上天皇は当時すでに持統帝として理解されていたということを重視している。たしかに東塔建立 100 年後の時点の解釈なので、現在からみれば相当衝撃的であり、その後の縁起等の記載もここから出発したとも思える。が、平城での再建当初において、檿銘に記した太上天皇を持統帝としたかどうかは、当時も明らかなことではなかったはずであり、やはり再考してみる必要があると思われる。

また会津八一のいう、銘文が四六駢儷体であるから、天皇—龍駕騰仙—先帝と、中宮—太上天皇—後帝は、それぞれ天武、持統であるという点についてはどうか<sup>29</sup>。龍駕騰仙と太上天皇は、ともに四字ではあるが双方異質の言葉であるから、これは厳密な意味での対句ではない。したがって、対句的な前後の言葉に合わせて各三点をセットで扱うのは無理があると言ふべきであろう。すなわち龍駕=天武であるからといって、太上=持統とは決まらないということなのである。

そこで次に、関野貞以来指摘のある、年代的に縁起の下限とさほど速くない『七大寺年表』、そして前掲の古縁起を載せた『扶桑略記』の双方に年月日を一にして記されている、

天平二年庚午三月二十九日始建築師寺東塔（天平二年庚午三月二十九日、始めて薬師寺東塔を建つ）<sup>30</sup>

という記事に注目してみよう。これは喜田説の柱であるが、この記事に信頼を置けば、天平 2 年（730）の時点における太上天皇は、すでに養老 5 年（721）に亡くなった元明帝ではなく元正太上天皇である。元正天皇は、神亀元（715）年に位を聖武天皇に譲り、太上天皇になって 15 年が経っていて、5 年後の天平 20 年（748）に亡くなっている<sup>31</sup>。したがって、もし東塔が天平 2 年 3 月 29 日に建立され、そこに残された檿銘が現存の檿銘であるとすれば、この時点における太上天皇は、喜田説にいう元正太上天皇（上記史料にある飯高をさす）のことであり、そう理解して不自然ではないということである。

その傍証を、今日までの研究成果をふまえていくつか挙げてみよう。香取忠彦は『奈良六大寺大観』で、冶金学の西村秀雄の修理報告を紹介し、檿管に付けられた水煙と金堂の月光菩薩の金属組成がほとんど一致することを指摘して、水煙も月光菩薩も同時期、同工房での制作の可能性があることを明らかにしている<sup>32</sup>。つまり、檿管もおそらく同時期と考えられるので、檿管が移建による資材ということはほとんどありえないということである。

<sup>29</sup> 上掲注 1, (6) 会津論文②, 全集 2, p.524。

<sup>30</sup> 永萬元年(1165) 恵珍撰『七大寺年表』(『続群書類従』第 792, 1924, p.472), 嘉応元年(1169) 皇円撰『扶桑略記』6, (上掲注 27, p.65)。

<sup>31</sup> 菅野真道, 藤原継縄等撰『続日本紀』(『国史大系』3, 吉川弘文館, 1965, p.88-123)。

<sup>32</sup> 香取忠彦「水煙」『奈良六大寺大観』6(岩波書店, 1970, p.26), 西村秀雄「薬師寺月光菩薩の修理について」(『美術史』13, 1954, p.2)。

また、中尊薬師如来の台座内礫面で発見された和銅開珍について町田甲一は、開の字の門構えを、戸字を相対した字にして作る、いわゆる隸開の新和銅銭は、養老4(720)年頃から造銭されたという香取秀真の見解を紹介している<sup>33</sup>。すなわち薬師寺本尊の台座はこの隸開の新和銅銭の養老4年(720)を遡りえないことを意味しているわけである。したがって、以上の2点は、奈良薬師寺が移建でなく新建であることを裏付ける資料であると言っていいと思う。であれば、本尊薬師如来(図3-35)もこれまで指摘されている通り、様式的にも奈良朝に入って鑄造されたと見ることでよいと言うべきであろう<sup>34</sup>。

また、檨銘の第一行目にある馭宇について、藪田嘉一郎は、「清原宮馭宇天皇…」とある諡号について、『続日本紀』元正天皇養老5年(721)11月の「其国其郡朝廷に馭宇天皇と称して後世に流伝せよ」とある詔以後であると指摘している<sup>35</sup>。町田は、昭和8年の『国語・国文』にある市川寛の論文「御宇用字考」をあげ、馭宇・御宇は、おおむね大宝令(702)以降の使用であるが、とくに馭宇は養老年(717-724)に入ってから記載があり、天平中ごろ以降御宇の用字で一定するとの指摘から、檨銘は養老年の様式に拠ったと見ている<sup>36</sup>。すなわち、馭宇の用字例では、上限を養老年とし下限を天平中頃とすることから、馭宇と刻む檨銘は、天平2年(730)の東塔完成時における刻字であっても十分対応することを示している。

一方、史書の『続日本紀』で元正帝の動きをみると、霊亀元年(715)の即位後、養老3年(719)3月に造薬師寺司等を始めて置くという記事がある。二年後の養老5年(721)12月に元明太上天皇が崩御し、翌養老6年(722)7月に僧綱は薬師寺をもって常の住居となすよう促している。そして神亀3年(726)6月聖武天皇は、病にかかった元正太上天皇のために、釈迦像の造像と法華経の書写を指示し、薬師寺において齋を設けるとある<sup>37</sup>。このように、元正帝と薬師寺の関わりが三たび記される点からみると、再建事業を含む平城薬師

---

<sup>33</sup> 町田甲一『薬師寺』(実業之日本社,1960, p.121-122), 香取秀真『日本金工史』(雄山閣,1932, 1982復刻,p.241,342,352)。

<sup>34</sup> 薬師寺本尊が奈良朝に入ってからとする説では以下の論文がある。関野貞「薬師寺金堂及講堂の薬師三尊の製作年代を論ず」(『史学雑誌』12-4,1901.p.425-445.), 内藤藤一郎『薬師寺金堂三尊と法隆寺壁画』(『東洋美術』10,1931,p.1-14), 足立康「薬師寺金堂三尊の製作年代」(『國華』511,512, 1933, p.168-173, p.196-202), 内藤藤一郎『薬師寺金堂講堂両本尊考』(『以可留我』特9,1939, p.50-79), 町田甲一「天平様式と薬師寺金堂三尊」(『國華』799,1958,p.307-316), 町田甲一「金堂薬師三尊像」(『薬師寺』上掲注 33,p.96-143), 大橋一章「薬師寺本尊と白鳳・天平論争」(『寧楽美術の争点』グラフ社,1984,p.165-222)参照。

<sup>35</sup> 上掲注1,藪田論文③p.5。

<sup>36</sup> 町田甲一,上掲注 33,p.88-89, 市川寛「御宇用字考一附,古書成立年代に関する一考察一」(『国語・国文』3-6,1933,p.5-7)。

<sup>37</sup> 『続日本紀』(『国史大系』3,上掲注 31,p.76,88,93-94,106)。

寺と元正帝との結びつきが決して浅くないことが推測される。

また上述した舎人親王が檨銘の撰文ならびに書者であるとの伝承が『薬師寺志』にあり、『薬師寺縁起』では舎人親王が西院の本願として記されている<sup>38</sup>。実際彼は元正帝の時期に高い地位を与えられている。『続日本紀』によれば養老2年正月に一品の叙位、翌3年10月に増封、4年5月に『日本書紀』の奏上、8月に知太政官事に就いている。その後没年の天平7年(735)までこのトップの地位は変わらない<sup>39</sup>。この間の天平2年3月に『扶桑略記』等による東塔竣工記事があるので、歴史背景として矛盾はない。したがって、舎人親王の平城薬師寺との関わりも十分ありえたことになるであろう。

### 第5節 本尊の『薬師経』

ここで本尊と『薬師経』の関係についてみてみよう。現在『薬師経』は4本あり、初訳が東晋・帛尸梨蜜多羅訳『灌頂経第12(薬師瑠璃光経)』、次が隋・達摩笈多訳『薬師如来本願功德経』、そして唐・玄奘訳『薬師瑠璃光如来本願功德経』と唐・義浄訳『薬師瑠璃光七仏本願功德経』で、前三者と後一者に大きな違いがある<sup>40</sup>。

まず檨銘の銘文に言う、「巍巍たる蕩蕩たる薬師如来！」と本尊薬師如来に対して、その巨大な姿を仰ぎ、「猗與(ああ)聖王！」と感嘆して呼びかける様子がある。これは『薬師如来本願功德経』や『薬師瑠璃光如来本願功德経』に見える「彼の世尊、薬師瑠璃光如来」や「世尊、薬師瑠璃光如来」とある東方浄瑠璃世界の世尊たる薬師如来を、釈尊(釈迦)に代わって本尊として崇める当時の信仰の一端を示すとみていいのではないかと思われる<sup>41</sup>。

また台座の四方に浮彫する裸形の鬼人が12体あって、これが本文の12神将と関係する夜叉であろうとの指摘を受けて考えると<sup>42</sup>、

「何等の村城・聚落・阿蘭拏の處にても、若し此経を流布し、若し復た彼の世尊薬師瑠璃光如来の名号を持ち供養者に親近せば、我等眷属、是人を衛護し、……」<sup>43</sup>

<sup>38</sup> 上掲注 33, 史料 p.251,273,279。

<sup>39</sup> 『続日本紀』(『国史大系』3,上掲注 31,p.73,78,81,82,139)

<sup>40</sup> 東晋・帛尸梨蜜多羅訳『灌頂経,第 12(薬師瑠璃光経)』(『大正蔵』21,1928,p.532-536), 隋・達摩笈多訳『薬師如来本願功德経』(『大正蔵』14,1925,p.401-404), 唐・玄奘訳『薬師瑠璃光如来本願功德経』(『大正蔵』14,1925,p.404-408), 唐・義浄訳『薬師瑠璃光七仏本願功德経』(『大正蔵』14,1925,p.409-418)。

<sup>41</sup> 上掲注 40,『薬師如来本願経』(『大正蔵』14,p.401-404), 『薬師瑠璃光如来本願功德経』(『大正蔵』14,p.404-408)。

<sup>42</sup> 小島章見「薬師寺金堂本尊台座につきて」(『日本美術工芸』114,1948,p.16-19), 亀田孜「図像として見た薬師如来」(同上 p.10-15), 水野清一『法隆寺』(平凡社,1965,p.118), 町田甲一上掲注 34(p.117-118)参照。

<sup>43</sup> 上掲注 40『薬師如来本願功德経』(『大正蔵』14,p.404b)「何等村城聚落阿蘭拏處,若流布此経,

とある文の「阿蘭拏の處」が阿蘭若處と同じで、「聚落を距てた一俱盧舎で、修行に適した閑処のこと」とある記述に符合することがわかる<sup>44</sup>。(図 3 - 36)

その後の玄奘訳、義浄訳の經典では、「何等の村城・国邑・空閑・林中にても」、あるいは「何なる処の城邑・聚落・空閑・林中にても」となり、台座の浮彫で示す修行に適した閑処の形にはなっていないことが知られるからである<sup>45</sup>。

また台座の南北両面中央に蹲る鬼人を見ると、頭上に九つの宝玉を載せている。これと本文との関係を見ると、阿難が救脱菩薩に九横の死を説く一節があり、「是の故に教えるに呪薬の方便を以ってす」と述べている<sup>46</sup>。この呪薬の方便とは、死から逃れるための何らかの薬をいい、この九種の薬と鬼人の戴く九つの宝玉が数字上関係する可能性が考えられ、九横の死に対する九種の薬を捧げる鬼人ということになるのであろうか。(図同上 3 - 35)

さて、これまで七仏薬師が本尊の光背に浮彫されていたと長和の『縁起』や大江親通の『七佛寺巡礼私記』に述べることから、これを唐・義浄訳『薬師瑠璃光七仏本願功德経』にあてる説がある<sup>47</sup>。しかし、これは前二者の經典においても「応造七軀彼如来像」、「造彼如来形像七軀」とあり、七軀の造像をすすめる一文があるので、義浄訳にのみ七仏薬師があるとすることはできないことがわかる。また『薬師如来本願功德経』の場合は「薬師如来」と表題に如来名を記すことも一つの強みである。

したがって、日光月光の二菩薩を記し、その二菩薩を脇士として現在ある薬師寺の本尊薬師如来(図 3 - 36)は、台座と一体で制作された可能性からみて、隋・達摩笈多訳『薬師如来本願功德経』にその典拠を求めることができると言ってもいいであろう。

石田茂作編「奈良朝現在一切経疏目録」で確認すると、薬師経の書写は隋・達摩笈多訳『薬師如来本願功德経』が天平 3 年に 1 本、5 年に 2 本の計 3 本記録が残されていて、唐・義浄訳はなく、玄奘訳の『薬師瑠璃光如来本願功德経』が天平 5 年に 2 本、年不詳が 1 本という状況である<sup>48</sup>。したがって、ここで天平 5 年を境に隋訳から唐訳に換わる様子がみてとれるので、背景として隋訳が現存薬師三尊像の典拠となることを十分後押ししていると考えられる。

このように見ると、薬師三尊像の典拠が隋・達摩笈多訳であって、唐・玄奘、義浄の新訳經典でないことが、今日まで台座を含む現存三尊像について持統帝時代まで古く遡って議論される一因になっているということが言えるのかもしれない。

---

若復持彼世尊薬師瑠璃光如来名号親近供養者,我等眷属衛護是人,……」の文。

<sup>44</sup> 望月信亨『望月仏教大辞典』(世界聖典刊行協会,1954)アランニャシヨの項。

<sup>45</sup> 上掲注 40『大正蔵』(14,p.408b,416b)。

<sup>46</sup> 上掲注 40『大正蔵』(14,p.404a)「救脱菩薩言,阿難,汝豈不聞如来所説九横死耶。是故教以呪薬方便」の文。

<sup>47</sup> 町田甲一上掲注 33,p.125-127。

<sup>48</sup> 石田茂作『写経より見たる奈良朝仏教の研究』(東洋文庫,1930,p.11,81-82)。

## 第6節 薬師寺の完成者

さて、元明帝の場合、本当に薬師寺に結びつく人か否かについて『続日本紀』の記載にもとづいてその治世前後を追ってみよう。特筆すべきこととして2点あげられる。その第一は、平城への遷都事業と伊勢神宮ならびに諸社との結びつきが強いこと、第二は、第一の結果生じていると思われる造寺における血縁上の関係性である。これについて順を追って述べてみよう。

第一の遷都と伊勢神宮との関係について、『続日本紀』元明天皇和銅元（708）年10月2日条で、

「宮内卿正四位下犬上王を遣わして、帛を伊勢太神宮に奉幣し、以って平城宮の状を造営する也」

と記し、この年の12月5日に平城宮地の地鎮祭が営まれていることがわかる<sup>49</sup>。

この遷都と神社の関係については、前例として『日本書紀』には、持統天皇の藤原京遷都における帝自身の伊勢御幸を見出すことができる。これは持統天皇5（691）年10月27日に、新京の鎮祭を行ない、翌6年正月に新宮の視察をし、そして、

「二月丁酉朔丁未、諸官に詔して曰わく、當に三月三日を以って、將に伊勢に幸し、宜しく此意を知らしめ、諸の衣物を備へよ」

とあり、伊勢行幸が行なわれている。この3月3日には浄廣肆廣瀬王、直廣參當麻真人智徳、直廣肆紀朝臣弓張等が留守を預かっていると記している<sup>50</sup>。

この新益藤原京の中心となる藤原宮の地鎮祭と参宮については、同じく『日本書紀』持統天皇6年5月の条に次のようにある。

「丁亥、浄廣肆難波の王等を遣わして、藤原宮の地を鎮祭せしむ」

「庚寅、使者を遣わして、四所の伊勢・大倭・住吉・紀伊の大神に幣を奉り、告げるに新宮を以ってす」<sup>51</sup>

また、後の例としては、聖武天皇の天平13（741）年平城遷都の報告があり、『続日本紀』天平13年正月11日の条に次のように記している<sup>52</sup>。

「癸巳、使を遣わして、伊勢大神宮及び七道の諸社に奉幣し、以って新京に遷る状を告げ

<sup>49</sup> 『続日本紀』上掲注 31,p.37「遣宮内卿正四位下犬上王、奉幣帛于伊勢太神宮、以造営平城宮之状也」の文。

<sup>50</sup> 舍人親王等撰『日本書紀』（『国史大系』一下、吉川弘文館、1967、p.412-415）「二月丁酉朔丁未、詔諸官曰、當以三月三日將幸伊勢、宜知此意、備諸衣物」の文。

<sup>51</sup> 『日本書紀』上掲注 50,p.415「丁亥、遣浄廣肆難波王等、鎮祭藤原宮地」、「庚寅、遣使者、奉幣于四所、伊勢・大倭・住吉・紀伊大神。告以新宮」の文。

<sup>52</sup> 『続日本紀』上掲注 31,p.163「癸巳、遣使於伊勢大神宮及七道諸社、奉幣以告遷新京之状也」の文。

る也」

したがって、当時の遷都事業は、伊勢神宮ならびに諸社への遣使奉幣儀礼と深く結びついていたと理解できるので、これをふまえて考察を加えることが可能であることが知られる。

つぎに、この宮廷儀礼の神社への奉幣が、当時の律令国家における仏教政策と如何なる関係をもっていたかを見てみよう。これについて岡田精司は論文「古代国家と宗教」の中で、『日本書紀』皇極元（642）年の記事において、民間信仰（村々祝部）と仏法（蘇我大臣）と天の神の祭祀（天皇）の三者による祈雨の呪力効果が、

村々祝部（民間信仰）……無効

蘇我大臣（仏法）……微雨

天皇（天の神の祭祀）……大雨

となっていることを指摘し、このランクはそのまま、律令国家における宗教観を示すものであると述べている。さらに、仏寺僧尼は蕃客、夷狄の事務を扱う玄蕃寮の管掌であったことからみて、仏教も当時蕃神の一つとしての扱いに過ぎず、直接王権の基盤となったものではなかったと主張している。その結果、古代国家の宗教的基盤は、地方の民間信仰も蕃神の仏教も、天皇を中心とする祭祀体系のもとに組み入れられたものであり、この神祇を主とし、仏教および民間神を従とする当時の宗教政策は、天皇自ら三宝の奴と称した聖武、孝謙兩朝の大仏造立に至るまで続けられていたと述べている<sup>53</sup>。

したがって、聖武、元正を溯るこの元明朝期においては、岡田論文にいう神祀と仏教には主従的關係があつたとみていいと思う。つまり、この元明期における仏教は、いまだ国家の大事を与る立場ではなく、公私でいえば私の立場にあったという想定が生まれることである。

そこで、この元明帝在位中における仏教關係の記事をみると、『続日本紀』の記載で主なものは、和銅元年6月、都（藤原京）下諸寺における天下太平百姓安寧のための転経があり、翌2年2月、筑紫觀世音寺造営の詔、同5年9月、三綱の任命、そして靈龜元年6月、弘福、法隆二寺における設齋、の四点である<sup>54</sup>。これは前後の諸帝に比べると極めて少ないことがその特色である。そして、この筑紫觀世音寺、弘福寺（川原寺）、法隆寺と寺名の明らかなものは、いずれも藤原京とも平城京のいずれとも直接關係のない寺院で、これも特色である。

したがって、この『続日本紀』のやや特異とも思われる記録は、恐らく元明帝遷都後において、仏教の興隆途上で寺院も僧尼も前代より減少することは考えられず、旧京藤原京等においても仏教の諸行事は営まれていたと思われるので、先の遷都における神宮奉幣、そして神仏の主従關係からみて、仏教政策が後回しにされた可能性があるともみていいのではないかと思われる。もしくは旧京仏教徒に対して、元明帝が何らかの懸隔を生じていたのであろうか。

<sup>53</sup> 岡田精司「古代国家と宗教」(『講座日本史』1 古代国家,東京大学出版会,1970,p.265-284)。

<sup>54</sup> 『続日本紀』上掲注 31,p.36,38,49,60。



ともかく、元明帝の平城遷都に伴って、旧京の寺院もしだいに平城京への移転を開始するが、和銅3(710)年の時点で早速移転を行ったのは大官大寺(大安寺)と厩坂寺(興福寺)の二寺だけである。『七大寺年表』さらにいえば、大官大寺は、養老2(718)年の道慈帰朝以降の活動と考えられるので、皇族と関係のある官寺については、元明帝退位(715)後、即位した元正天皇の靈龜2(716)年の詔以降で、はじめて合寺が促進されて動きが始まったとみるべきである。その詔は次のように記されている<sup>55</sup>。

「(靈龜二年五月)庚寅、詔して曰く、法藏を崇め饒(かざ)るは、肅敬を本と為し、仏廟を營修するは、清浄を先と為す。今聞く、諸国の寺家、多く法の如くならずと。或は草堂始めて闢(ひら)きて、争いて額題を求め、幢幡僅かに施せば、即ち田畝を訴う。或は房舎修せしめずして、馬牛群聚し、門庭荒廢して、刑辣弥(いよいよ)生じ、遂に無上の尊像をして永く塵穢を蒙らしめ、甚深の法藏をして風雨を免(まぬか)らざらしめて、多く年代を歴(ふ)れるも、絶って構成することなし。事において斟量するに、極めて崇敬に乖(そむ)けり、今故に数寺を併せ兼ねて、合せて一区と成す。庶幾(こいねが)わくば力を同じくして共に造りて、更に類法を興さんことを……」

この仏教全体を再興しようとする意気込みは、全く元明帝代ではなかったものである。ただ、この靈龜2年には元明帝は存命中であるから、この詔をあえて元明太上天皇の下したものと解せば、問題の薬師寺第三代本願に元明太上天皇をあてるという先説の根拠がここにあるといえることができる。しかし『続日本紀』では養老5年10月13日条で、

「丁亥、太上天皇召入 右大臣從二位長屋王……詔曰、朕聞」

とあり、同月16日条においても、

「庚寅、太上天皇又詔曰、……」

とあって、とくに太上天皇に関係のある場合は、主語がはっきり理解できるように記されている<sup>56</sup>。もし明らかに太上天皇(元明)の下された詔であれば、養老5年の遺詔の記載例にみられる如く、太上天皇の詔であることを明記したであろうと思われる。したがって、特に断りのない限り、これは元正天皇の詔として解しておくべきである。

そこでもう一度、先の寺名の記された、筑紫觀世音寺、弘福寺、法隆寺の三寺について検討を加えてみよう。筑紫觀世音寺の造立の詔は次のように記されている<sup>57</sup>。

<sup>55</sup> 『続日本紀』上掲注 31,p.65,「(靈龜二年五月)庚寅、詔曰、崇饒法藏、肅敬為本、營修仏廟、清浄為先。今聞、諸国寺家、多不如法。或草堂始闢、争求額題、幢幡僅施、即訴田畝。或房舎不修、馬牛群聚、門庭荒廢、刑辣弥生、遂使無上尊像永蒙塵穢、甚深法藏不免風雨、多歷年代、絶無構成。於事斟量、極乖飛崇敬、今故併兼数寺、合成一区。庶幾同力共造、再興類法、……」の文。

<sup>56</sup> 同上 p.88。

<sup>57</sup> 上掲注 31,p.38,「(和銅二年)二月戊子朔、詔曰、筑紫觀世音寺、淡海大津宮御宇天皇為後岡本宮御宇天皇誓願所基也。雖累年代、迄今未了。宜大宰商量充駟使丁五十許人、及逐閑月、差発人夫、專加檢校、早令當作」の文。

「(和銅二年) 二月戊子の朔、詔して曰く、筑紫觀世音寺は、淡海大津宮御宇天皇の、後岡本宮御宇天皇の為に誓願して基とする所也。年代を累(かさ)ねると雖も、今にまで未だ了らず。宜しく大宰、商量して駈使丁、五十許の人を充て、閑月に及び人夫を差し発(おこ)して、専ら檢校を加えて、早に營作せしむべし」

淡海大津宮御宇天皇は天智天皇、後岡本宮御宇天皇は天智天皇の母、齊明天皇のことである。したがって、この和銅2(709)年の詔は、天智天皇が、百濟救援のため西下して筑前朝倉宮で661年に没した亡母齊明天皇の追福のため筑紫觀世音寺を創建させたが、当時まで未完成であったので、元明天皇がその營作を急がせたという内容である。すなわち元明帝にとっては、創建を命じた亡父天智天皇に対する追善の気持が込められていたものと理解できよう。

つぎの弘福寺(川原寺)については、昭和35年、奈良国立文化財研究所の『川原寺発掘調査報告』によれば、創建は齊明天皇代、もしくはそれを溯る天智帝皇太子時代にその妥当性の高いことを述べ、それ以外の各説の欠陥を紹介している<sup>58</sup>。

そして、有名な『日本書紀』天武2年3月条の、

「書生を聚(あつ)めて、始めて一切經を川原寺に写す」<sup>59</sup>

の記事は、天武天皇の即位後わずか一か月目のことであるから、天武天皇の即位時点では、川原寺はすでに存在し活動していたと考えていいと思う。つまり、天武天皇を川原寺創建の人にあてることはできないことを示しているわけである。したがって、この川原寺(弘福寺)は、齊明一天智という血縁上でやはり結びつくことが予想され、元明天皇にとって川原寺は、亡祖母の齊明あるいは亡父天智への追善の意の込められた齋会ではなかったかということである。

次の法隆寺についてはどうであろうか。この寺については複雑なので、齊明一天智一元明の関係を明示することは難しい。ただしかし、従来から日本美術史上で度重なる論争の典拠となった『日本書紀』天智天皇9(670)年条の、

「夏四月、癸卯の朔壬申、夜半の後に、法隆寺に災<sup>ひ</sup>つ<sup>ひ</sup>けり、一屋も余<sup>あま</sup>ること無し、大雨<sup>ひさめ</sup>あり雷震る」<sup>60</sup>

の記事を信じて罹災を認めれば、この寺の罹災前の盛大な営みに比べて、罹災後の消沈がいかに大きかったかは想像に難くないところである。実際、平成16(2004)年と18(2006)年に斑鳩町教育委員会の行なった調査は、法隆寺南大門前東南の広場で地下2メートルの層から、高熱で変色した壁画断片約60点を検出し、法隆寺の罹災が裏付けられると指摘して

<sup>58</sup> 奈良国立文化財研究所『川原寺発掘調査報告』(学報第9冊,真陽社,1960,p.3-4)。

<sup>59</sup> 『日本書紀』上掲注50,『国史大系』1-下,p.297,「聚書生始写一切經於川原寺」の文。

<sup>60</sup> 『日本書紀』(同上,p.297)「夏四月癸卯朔壬申,夜半之後,災(災)法隆寺,一屋無余,大雨雷震」の文。

いる<sup>61</sup>。

したがって、この原因不明の出火は、斑鳩の地が天智、天武、いずれの都とも離れていることからみて、少なくとも天智執政側の起こした事件と考えることは難しいと判断される。かつ、この前年においても羅災を伝える記事があることを考えると、むしろこの天智帝の執政に対する他者の怨恨があると受け取れないこともない。とすれば、この法隆寺も恐らく天智天皇と結びついているということができよう。

また『補闕記』に

「斑鳩寺被災之後、衆人寺地を定め得ず、故に百濟の人師、衆人を率いて、葛野の蜂岡寺を造らしめ、川内の高井寺を造らしむ、百濟の聞師、円明師、下氷君、雑物等の三人、合せて三井寺を造る」<sup>62</sup>

と記される羅災後の復興の見通しのつかなかった天武代よりも、この羅災前の隆盛期にあたる天智帝代と直結して両者の関係を探ることの方がより賢明のように思われる。

そして元明天皇和銅4(711)年の法隆寺五重塔塑像および中門仁王の完成を伝える『資財帳』の、

「合せの塔本・肆面の具を撰するに、一具涅槃像、土なり 一具維摩詰像、土なり 一具弥勒仏像、土なり 一具分舍利仏、土なり。 右、和銅四年歳次辛亥、寺の造る者なり。

合せの金剛力士の形式軀、中門に在り 右、和銅四年歳次辛亥、寺の造る者なり」

とある記載は、元明帝代に羅災後の復興がなされたことを伝えるものとして価値があり、先述したこの4年後の元明天皇霊龜元(715)年の齋会の記事は、再建成った法隆寺の新伽藍における、往年の隆盛期に匹敵する営みの行なわれたことを示すとみるべきであろう<sup>63</sup>。

したがって、筑紫観世音寺、弘福寺、法隆寺の三寺において元明帝の行った仏事は、斉明、天智両帝と血縁関係にある彼女の、亡祖母(斉明)亡父(天智)への、追善の行為として捉えることができるということである。(図3-37参照)

## 第7節 金石資料から

以上の関係について、これを次に掲げる金石資料にもとづいて述べてみよう。この表は当時の資料の中で擦銘にも記している清原宮、正しくは飛鳥浄御原宮という天武天皇の宮号を

<sup>61</sup> 平成16年度調査報告会資料(2005.3.5)および平成18年度年報(2007.3.3)、奈良県内埋蔵文化財技術担当者連絡協議会。

<sup>62</sup> 『上宮聖徳太子伝補闕記』(『大日本仏教全書』112,聖徳太子伝叢書,1912,p.7),「斑鳩寺被災之後,衆人不得定寺地,故百濟人師,率衆人,令造葛野蜂岡寺,令造川内高井寺,百濟聞師,円明師,下氷君雑物等三人,合造三井寺」の文。

<sup>63</sup> 行信等『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』(『大日本仏教全書』117,寺誌叢書1,1913,p.2)「合塔本肆面具撰,一具涅槃像,土,一具弥勒仏像,土,一具維摩詰像,土,一具分舍利仏,土,右,和銅四年歳次辛亥,寺造者,合金剛力士形式軀在中門,右,和銅四年歳次辛亥,寺造者」と記されていること。

有するものを中心に集め、持統、文武両帝を称するものも含めて、年代順に配列したものである(表4参照)。階段状のラインはそれぞれの資料の年代上での下限ラインを表しており、称号の記載されているものに○印、称号が記載されてなくそれが略された言辞の場合は●印を付してみた。( )はそれぞれ不確定であることを示す。

すると、この天武帝の宮号を記載する金石等では、天智、元明二帝に限って記載されていない、あるいは外していたのではないかと思われる特色を見出すことができる。これはこの両帝代を明らかにする資料が少なく<sup>64</sup>、金石等があまり出土していないことを一応考慮しなければならないが、しかし、この金石等による集計結果は、表に記載されない形で天智-元明というラインを、逆に浮上させることが可能であり、持統、文武、元正、聖武各帝においては、記載された形で前者以上に天武天皇に結びつくことが知られるわけである。

ゆえに、もしこれが薬師寺に関して例外でないとなれば、天武持統両帝の後を継ぎ薬師寺を完成させた太上天皇として、元明帝(表中※印)をあてることは、恐らくないということになるであろう。

表 4. 尊称名記載例

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		天智
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		天武
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		草壁
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		持統
※ ○		文武
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		元明
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		元正
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		聖武
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		孝謙
薬師寺棟銘		天皇皇子名 資料・紀年
東大寺献物帳	756	
行基墓誌	749	
大安寺資財帳	747	
美努岡萬墓誌	730	
山代忌寸墓誌	728	
粟原寺鍬盤銘	715	
伊福部比売墓誌	710	
威奈大村墓誌	707	
那須国造碑	700	
長谷寺銅板銘	(698)	
(形浦山碑)	(689)	
安女壁城碑	689	
小野毛人墓誌	677	

<sup>64</sup> わずかに元明太上帝の称号を付したものとして、現在では原石の失われた下記『東大寺要録』所載の元明天皇陵碑を見出す(『東大寺要録』8, 末尾, 『続々群書類従』国書刊行会, 1970, 11p. 162)。そこには「元明天皇山陵奈保山陵, 碑文馬脳石, 高三尺許, 大倭国御谷郡平城之宮馭宇八洲太上天皇之陵, 是其所也, 養老五年歳次辛酉, 冬十二月葵酉擧, 十三日乙酉葬」(元明天皇の山陵, 奈保山の陵, 碑文は馬脳石, 高さ三尺許り, 大倭国御谷郡平城宮馭宇八洲太上天皇の陵, 是れ其の所也, 養老五年歳次辛酉, 冬十二月葵酉擧, 十三日乙酉に葬す)とある。